

登録者証（指定難病）の

申請受付を開始しました。

1 登録者証とは？

登録者証は、「指定難病にかかっていること」を証明できるものです。

- ① 就労支援や障害福祉サービスを受ける際に、医師の診断書の代わりに使用できます。
- ② 具体的な病名は表示されません。
- ③ 医療費助成を受けることはできません。
- ④ 「特定医療費（指定難病）受給者証」も登録者証と同じく「指定難病にかかっていること」を証明するものとして使用できるため、必ずしも登録者証の申請をしていただく必要はありません。

2 対象者は？

指定難病の診断基準を満たしている方です。

このため、重症度分類の基準を満たさず、医療費助成が不認定となった方も申請可能です。

3 申請先は？

住民票上の住所地を管轄する保健所が窓口です。

詳細は、岩手県の公式ホームページに掲載しています。

申請方法等詳しい情報や最新の情報を随時更新していきますので、御確認ください。

《URL》 <https://www.pref.iwate.jp/kurashikankyou/iryuu/kenkou/nanbyo/1076710.html>

《検索》

【お問い合わせ】 岩手県保健福祉部健康国保課
電話：019-629-5471